

諫早税務署からのお知らせ

# 令和2年分の確定申告会場について

本年の確定申告会場は、**新型コロナウイルス感染防止策**を徹底します。ご不便をお掛けしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## ※感染対策について

### 申告会場内の三密（密集・密接・密閉）を回避

申告会場内は常に40名程度の来場者を保ちながらの運営を行います。また、会場をこまめに換気し三密を回避します。それに伴い、ご来場いただいても、直ちに会場にご案内できない場合もあります。

### 職員によるマスク・フェイスシールドの着用

職員においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、マスク・フェイスシールドを着用します。

### 最少人数での来場のお願い

ご来場の際は、できる限り最少人数でお越しください。

### 検温の実施

入場の際に検温を実施しています。37.5度以上の発熱が認められる場合は、原則として入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただきますようお願いいたします。

### マスクの着用、アルコール消毒液利用のお願い

ご来場の際は、マスクを着用していただき、入口等でアルコール消毒液をご利用いただきますようお願いいたします。（マスクを着用していない方は、会場内に入場できません。）

## ※令和2年分確定申告会場の開設期間について

**開設期間 令和3年1月25日(月)～**

**令和3年3月31日(水)**

(土、日及び祝日を除く)

※申告期限とは異なりますので、ご注意ください。

**受付時間 午前9時～午後4時**

(混雑の状況によっては午後4時より前に受付を締め切る場合があります。)

# 令和2年分の確定申告について



## ・ご自宅から e-Tax !

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただける e-Tax が便利です！

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、税務署へ出向くことなく、そのまま自宅から e-Tax で送信できます！

感染防止の観点からも、ぜひご自宅から e-Tax をご利用ください。

## ・医療費控除について

医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

(領収書では医療費控除は受けられません。)

医療費控除の明細書に、次の①、②の要領で明細書を記載してください。

- ① 医療を受けた人ごと
- ② 病院・薬局ごとに医療費を合計

## ・雑損控除について

災害、盗難又は横領によって所有する生活用動産などに損害を受けた場合は雑損控除の対象になる場合があります。

例えば、豪雨災害により、家屋が浸水したり、台風により家屋が壊れたりした場合は雑損控除の対象となります。

災害による雑損控除を受けるためには、り災証明書等が必要となります。

詳しく、税務署までお問合せください。

## ・公的年金受給者の方へ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、本年は、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談を受け付けます。

諫早税務署では、確定申告会場を令和3年1月25日(月)から開設いたしますので、公的年金等の源泉徴収票など申告に必要な書類がお手元に揃いましたら、2月16日を待たずにご来場ください。

また公的年金の収入金額の合計額が年400万円以下で公的年金すべてが源泉徴収の対象、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が年20万円以下の方は確定申告不要となります。(その場合でも市県民税の申告は必要です。)

※ご来場の際は、感染防止の観点から、確定申告会場内で使用する筆記用具などをできるだけご持参いただきますようお願いいたします。